自転車駐車場
附置義務の手引き

～ 店舗等を新築・増築される方へ ～

江東区では、昭和 60 年 10 月 11 日、「自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例」（以下、「条例」という。）を制定しました。歩行者や車両の通行の安全を確保することで、快適なまちづくりを進めています。

この条例では、一定規模の店舗等を新築・増築する際に、自転車駐車場の設置を義務付けています（自転車駐車場の附置義務）。江東区内に建築計画がある場合は、本書をご熟読いただき、ご相談、届出の際は、必ず事前に以下の問い合わせ先までご連絡ください。

江東区

【問い合わせ先】
土木部 地域交通課 自転車対策係
〒135-8383 東京都江東区東陽四丁目 11 番 28 号
TEL 03-3647-4789

1　附置義務が生じる場合

江東区内で店舗等の施設を新築または増築しようとする際、次の⑴または⑵に該当する場合、当該施設に対して自転車駐車場の附置義務が生じます。当該施設もしくはその敷地内、または当該施設から 50m以内に＜表 1＞のとおり自転車駐車場を設置しなければなりません。

※「江東区内の全域」が対象です。

（平成 29 年 7 月 1 日より「江東区内の近隣商業地域及び商業地域」から変更）

⑴　新築または増築しようとする店舗等の施設が
＜表 1＞の「Ⓐ 施設の用途」のいずれかに該当し、
それぞれに規定された「Ⓑ 施設の規模」を超えた場合。

※ 増築では、増築後の面積（既設部分と増築部分の合計）が「Ⓑ 施設の規模」を超えた場合となります。

⑵　新築または増築しようとする店舗等の施設が
＜表 1＞の「Ⓐ 施設の用途」を 2 種類以上含む混合用途施設で、
それぞれの用途別に必要な台数を計算した結果、
その合計が 20 台以上である場合。

※ 6 ページ参照

※ 個別の「Ⓐ 施設の用途」だけを見た場合に「Ⓑ 施設の規模」を超えていなくても、それぞれの合計が 20 台以上であれば、附置義務が生じます。

＜表 1＞

Ⓐ 施設の用途	Ⓑ 施設の規模	Ⓒ 自転車駐車場の規模
遊技場	店舗面積が 200 ㎡を超えるもの	店舗面積に対して 10 ㎡（店舗面積のうち 5,000 ㎡を超える部分の面積に対しては 20 ㎡）ごとに 1 台（1 台に満たない端数は切り捨てる）
百貨店、 スーパーマーケット その他の小売店舗及び飲食店	店舗面積が 400 ㎡を超えるもの	店舗面積に対して 20 ㎡（店舗面積のうち 5,000 ㎡を超える部分の面積に対しては 40 ㎡）ごとに 1 台（1 台に満たない端数は切り捨てる）
銀行その他の金融機関	店舗面積が 500 ㎡を超えるもの	店舗面積に対して 25 ㎡（店舗面積のうち 5,000 ㎡を超える部分の面積に対しては 50 ㎡）ごとに 1 台（1 台に満たない端数は切り捨てる）
スポーツ、体育 その他の健康の増進を 目的とする施設	運動場面積が 500 ㎡を超えるもの	運動場面積に対して 25 ㎡（運動場面積のうち 5,000 ㎡を超える部分の面積に対しては 50 ㎡）ごとに 1 台（1 台に満たない端数は切り捨てる）
学習、教養、趣味等の教授を 目的とする施設	教室面積が 300 ㎡を超えるもの	教室面積に対して 15 ㎡（教室面積のうち 5,000 ㎡を超える部分の面積に対しては 30 ㎡）ごとに 1 台（1 台に満たない端数は切り捨てる）

２　附置義務台数の算出基礎となる施設面積

＜表１＞「Ⓒ 自転車駐車場の規模」のとおり、施設の用途や規模によって附置義務台数（必要となる台数）が異なります。

算出する際の基礎となる「店舗（運動場・教室）面積」は、「その施設の基本的な業務に関わる全ての床面積」です。トイレ、通路、階段やエレベーターなど、利用者（お客さま）が立ち入るスペースは全て含まれる（以下参照）ものとお考えください（従業員専用スペースは除く）。

【遊技場】

遊技室、景品交換所、これらに類するもの

【百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗および飲食店】

売場、売場間の通路、ショーウインド、ショールーム、承り所、
これらに類するもの

【銀行その他の金融機関】

銀行室、待合室、ショーウインド、これらに類するもの

【スポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設】

運動場、練習場、マッサージ室、更衣室、浴室、シャワー室、休憩室、
観覧席、これらに類するもの

【学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設】

教室、実習室、図書室、資料室、集会室、これらに類するもの

3　附置義務台数の算出方法

⑴　施設の用途が１種類の場合

例 1）教室面積が 360 ㎡の学習塾を新築する。

ア　附置義務台数は

360 ㎡ ÷ 15 ＝ 24 台

イ　24 台分以上の自転車駐車場を設置しなければならない。

例 2）店舗面積 5,300 ㎡のスーパーマーケットを新築する。

ア　店舗面積が 5,000 ㎡を超えるので、5,000 ㎡を超えた部分に対して附置義務台数の基準が緩和される。

イ　5,000 ㎡までの部分に対する附置義務台数は

5,000 ㎡ ÷ 20 ＝ 250 台

ウ　5,000 ㎡を超えた部分に対する附置義務台数は

300 ㎡ ÷ 40 ＝ 7.5 → 7 台（端数切り捨て）

エ　257 台（イとウの合計）分以上の自転車駐車場を設置しなければならない。

例 3）店舗面積 300 ㎡の飲食店（既に設置している自転車駐車場なし）を増築し、店舗面積が 420 ㎡となる。

ア　附置義務台数は

420 ㎡ ÷ 20 ＝ 21 台

イ　既に設置している自転車駐車場はないので、21 台分以上の自転車駐車場を設置しなければならない。

例 4）店舗面積 430 ㎡の飲食店（既に 21 台分の自転車駐車場を設置済み）を増築し、店舗面積が 500 ㎡となる。

ア　増築後の附置義務台数は

500 ㎡ ÷ 20 ＝ 25 台

イ　既に 21 台分の自転車駐車場を設置済みなので、追加で必要な台数は、

25 台 － 21 台 ＝ 4 台

ウ　新たに 4 台分以上の自転車駐車場を設置しなければならない。

⑵ 施設の用途が 2 種類以上（混合用途施設）の場合

例 1）店舗面積 300 ㎡の飲食店と店舗面積 150 ㎡の銀行が含まれる施設を新築する。

ア　飲食店の附置義務台数は

300 ㎡ ÷ 20 ＝ 15 台

イ　銀行の附置義務台数は

150 ㎡ ÷ 25 ＝ 6 台

ウ　施設全体の附置義務台数（アとイの合計）は

15 台 ＋ 6 台 ＝ 21 台

エ　20 台以上なので、附置義務が生じ、21 台分以上の自転車駐車場を設置しなければならない。

例 2）店舗面積 1,800 ㎡の遊技場、店舗面積 1,200 ㎡の小売店舗、運動場面積 3,000 ㎡のスポーツクラブが含まれる施設を新築する。

ア　店舗・運動場面積の合計が 5,000 ㎡を超えるので、5,000 ㎡を超えた部分に対して附置義務台数の基準が緩和される。

イ　それぞれの用途別の面積が施設全体に占める割合は

【遊 技 場】1,800 ㎡ ÷ 6,000 ㎡ ＝ 30%

【小売店舗】1,200 ㎡ ÷ 6,000 ㎡ ＝ 20%

【ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ】3,000 ㎡ ÷ 6,000 ㎡ ＝ 50%

ウ　それぞれの用途別において通常の基準が適用される面積は

【遊 技 場】5,000 ㎡ × 30% ＝ 1,500 ㎡

【小売店舗】5,000 ㎡ × 20% ＝ 1,000 ㎡

【ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ】5,000 ㎡ × 50% ＝ 2,500 ㎡

エ　それぞれの用途別において基準が緩和される面積は

【遊 技 場】1,800 ㎡ － 1,500 ㎡ ＝ 300 ㎡

【小売店舗】1,200 ㎡ － 1,000 ㎡ ＝ 200 ㎡

【ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ】3,000 ㎡ － 2,500 ㎡ ＝ 500 ㎡

オ　それぞれの用途別の附置義務台数は

【遊 技 場】1,800 ㎡のうち 1,500 ㎡は 1 台/10 ㎡

⇒ 1,500 ㎡ ÷ 10 ㎡ ＝ 150 台

1,800 ㎡のうち 300 ㎡は 1 台/20 ㎡

⇒ 300 ㎡ ÷ 20 ㎡ ＝ 15 台

【小売店舗】1,200 ㎡のうち 1,000 ㎡は 1 台/20 ㎡

⇒ 1,000 ㎡ ÷ 20 ㎡ ＝ 50 台

1,200 ㎡のうち 200 ㎡は 1 台/40 ㎡

⇒ 200 ㎡ ÷ 40 ㎡ ＝ 5 台

【スポーツクラブ】3,000 ㎡のうち 2,500 ㎡は 1 台/25 ㎡

⇒ 2,500 ㎡ ÷ 25 ㎡ ＝ 100 台

3,000 ㎡のうち 500 ㎡は 1 台/50 ㎡

⇒ 500 ㎡ ÷ 50 ㎡ ＝ 10 台

カ　施設全体の附置義務台数は

150 台 ＋ 15 台 ＋ 50 台 ＋ 5 台 ＋ 100 台 ＋ 10 台 ＝ 330 台

キ　330 台分以上の自転車駐車場を設置しなければならない。

【参考】

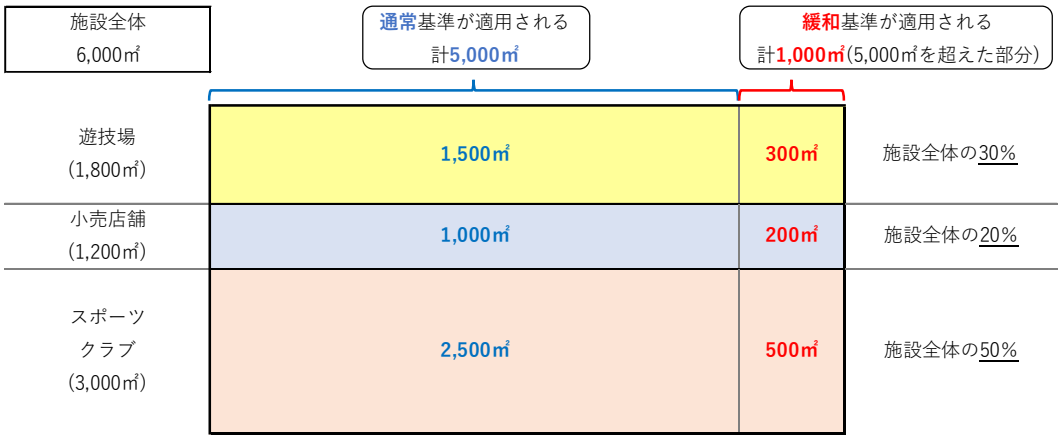

４　届出の流れ

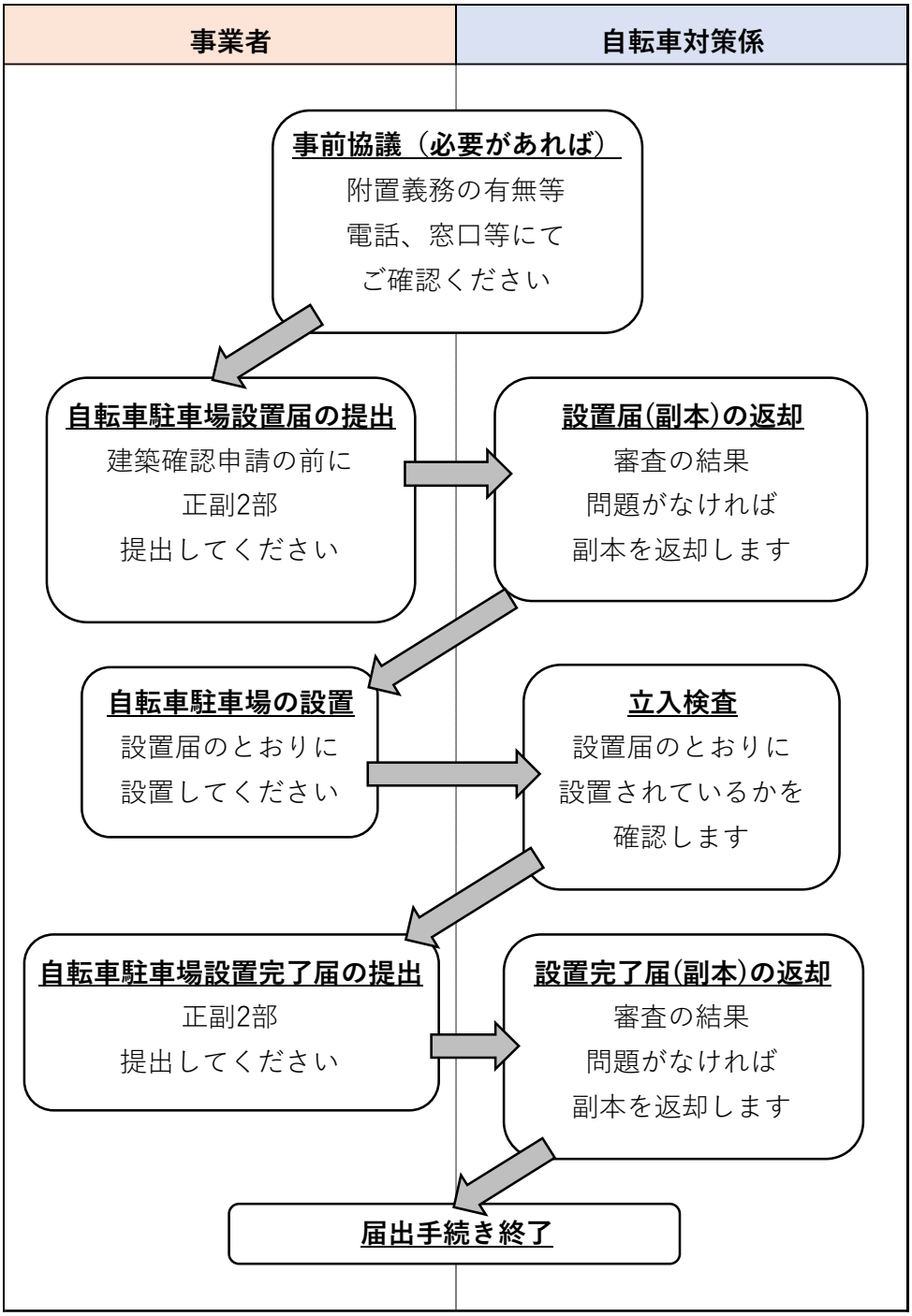
事業者
自転車対策係
事前協議（必要があれば）
附置義務の有無等
電話、窓口等にて
ご確認ください
自転車駐車場設置届の提出
建築確認申請の前に
正副2部
提出してください
設置届(副本)の返却
審査の結果
問題がなければ
副本を返却します
自転車駐車場の設置
設置届のとおりに
設置してください
立入検査
設置届のとおりに
設置されているかを
確認します
自転車駐車場設置完了届の提出
正副2部
提出してください
設置完了届(副本)の返却
審査の結果
問題がなければ
副本を返却します
届出手続き終了

５　注意事項

⑴　自転車１台あたりの駐車場面積について

自転車１台につき１㎡（50 ㎝×200 ㎝）以上の面積が必要です。自転車利用者の安全が確保され、かつ、有効に駐車できるよう配慮してください。なお、ラック等を合理的に使用する場合は、この限りではありません。

⑵　届出の際に必要な書類について

自転車駐車場の設置または変更の届出をする際には、次の書類が必要となります。いずれの場合も正副２部、提出していただきます。

①　施設の位置図（案内図）および配置図

②　施設の各階平面図

③　自転車駐車場の平面図

④　自転車駐車場の構造図（特殊な駐車機器等を使用する場合）

⑶　自転車駐車場の変更について

既に設置されている自転車駐車場や、審査が終了した自転車駐車場設置届について内容（自転車駐車場の場所や規模等）を変更するときは、自転車駐車場変更届を提出する必要があります。上記⑵を参照のうえ、必要書類を添えて提出してください。

⑷　新築または増築しようとする施設の用途が決まっていない場合について

施設の用途は「遊技場」としていただきます。その後、施設の用途が決まりましたら、自転車駐車場変更届を提出してください。

⑸　計画変更等により自転車駐車場の附置義務が生じた場合について

施設の建築工事中（確認済証交付後から完了検査前までの期間中）に計画変更等があり、当初自転車駐車場の附置義務が生じていなかった施設に附置義務が発生することとなった場合でも、附置義務は減免とはなりません。建築計画がこれに該当する場合は、自転車対策係までお問い合わせください。

⑹　措置命令および罰則について

必要な自転車駐車場を設置しない、届出を怠るなどの違反があった場合、江東区長は是正措置を命令することができます。また、その命令に従わなかった者は、罰金に処せられる場合があります。

⑺　条例施行前に新築された施設について

条例が施行（昭和 60 年 11 月 1 日）される前に新築された施設については、自転車駐車場の附置義務は生じません。ただし、条例施行後に増築する部分については、自転車駐車場の附置義務が生じます。